

平成12年10月17日  
杉 並 区

この件は、東京都環境局  
と同時発表しています。

## 日産自動車株式会社荻窪事業所 周辺地下水の水質調査結果

東京都と杉並区は、日産自動車株式会社が、本年9月21日に荻窪事業所の土壌・地下水汚染の事実を公表したのを受け、周辺の地下水に及ぼす影響を把握するため、同事業所周辺の井戸の水質調査を共同で実施しましたが、その調査がまとまったのでお知らせします。

### 調査結果の概要

- 1 調査対象井戸は26地点であり、東京都が6地点、杉並区が20地点を担当し9月28日から10月5日までの期間で実施した。
- 2 調査項目は、土壌・地下水の環境基準又は含有量参考値の超過がみられたカドミウム、鉛、総水銀、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,2-ジクロロエタン、シス-1,2-ジクロロエチレンの7項目とした。
- 3 調査の結果、荻窪事業所の土壌中から環境基準の1,653倍の濃度が検出されたトリクロロエチレンについては、環境基準を超過した井戸はなかった。
- 4 その他の項目については、26地点中、2地点で環境基準を超過する項目があった。このうち1地点ではテトラクロロエチレンとシス-1,2-ジクロロエチレンが、他の1地点ではテトラクロロエチレンが環境基準を超過した。
- 5 これらの環境基準超過地点の汚染原因は、地下水の流れ方向や周辺の調査対象井戸の水質の状況から判断し、荻窪事業所の土壌・地下水汚染とは関連がないと推定される。
- 6 以上のことから、荻窪事業所の土壌・地下水汚染は、現在のところ、周辺の地下水に影響を及ぼしていないと判断される。

(問い合わせ先)  
杉並保健所生活衛生課  
電話 03-3391-1991

# 日産自動車株式会社荻窪事業所周辺地下水の水質調査結果

## 1 調査実施日

東京都：平成12年10月5日（金）

杉並区：平成12年9月28日（木）、29（金）、10月2日（月）

## 2 調査井戸

東京都： 6地点

杉並区：20地点

合計：26地点

## 3 調査項目

荻窪事業所の敷地内において、土壌・地下水の環境基準値又は含有量参考値の超過がみられた以下の7項目。

カドミウム、鉛、総水銀、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,2-ジクロロエタン、シス-1,2-ジクロロエチレン

## 4 調査結果（別紙参照）

(1) 荻窪事業所の土壌から、環境基準の1,653倍の濃度が検出されたトリクロロエチレンについては環境基準を超過した井戸はなかった。

(2) その他の項目については2地点で環境基準を超過した。これらの内訳は下表のとおりである。

井戸番号	テトラクロロエチレン	シス-1,2-ジクロロエチレン
6	0.08 mg/l	< 0.004 mg/l
19	0.28 mg/l	0.08 mg/l
環境基準値	0.01 mg/l	0.04 mg/l

## 5 環境基準超過井戸と荻窪事業所の関連

(1) 井戸番号6は荻窪事業所の東側であり、地下水の流れの下流側にある。同地点より事業所側（上流側）の井戸の水質は汚染されていないので、同事業所との関連はないと推定される。

(2) 井戸番号19は、荻窪事業所の西側で、地下水の流れの上流方向に当たることから、同事業所との関連はないと推定される。なお、井戸番号19周辺井戸の汚染も認められなかった。

## 6 今後の対応

### (1) 杉並区の対応

杉並区は、日産自動車株式会社に対し、土壌・地下水汚染の報告が遅れたことについて厳重に注意した。今後は、汚染者負担の原則に基づき、透明かつ最善の対策をとるよう厳しく監視・指導する。このため、庁内に対策委員会を設置し、区職員による監視チームを設置し、当分の間、工事現場を毎日チェックする。さらに、学識経験者による委員会を設置し、専門的な立場からアドバイスを得て、同事業所の

土壌・地下水汚染の処理が適切に行われるよう指導する。このことを確認するため周辺の井戸については、今後も調査を実施する。なお、今回の緊急調査の結果については、周辺井戸所有者へ通知するとともに、区の広報で周知する。

(2) 東京都の対応

東京都においても、杉並区と協力して、日産自動車株式会社に対し、同社が去る9月21日に提出した「土壌・地下水浄化対策」計画書に基づき、荻窪事業所の土壌・地下水汚染対策を適切に実施するよう指導する。

# 水 質 調 査 結 果

井戸番号	採水日	分析機関	カドミウム	鉛	総水銀	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	シス-1,2-ジクロロエチレン	1,2-ジクロロエタン
			(mg/l)	(mg/l)	(mg/l)	(mg/l)	(mg/l)	(mg/l)	(mg/l)
1	9月29日	杉並区	<0.001	<0.005	<0.0005	<0.002	<0.001	<0.004	<0.001
2	10月5日	東京都	<0.001	<0.005	<0.0005	<0.002	<0.0005	<0.004	<0.0004
3	10月5日	東京都	<0.001	<0.005	<0.0005	<0.002	<0.0005	<0.004	<0.0004
4	9月29日	杉並区	<0.001	<0.005	<0.0005	<0.002	<0.001	<0.004	<0.001
5	9月29日	杉並区	<0.001	<0.005	<0.0005	<0.002	<0.001	<0.004	<0.001
6	10月5日	東京都	<0.001	<0.005	<0.0005	<0.002	*0.080	<0.004	<0.0004
7	9月29日	杉並区	<0.001	<0.005	<0.0005	<0.002	<0.001	<0.004	<0.001
8	10月5日	東京都	<0.001	<0.005	<0.0005	0.002	<0.0005	<0.004	<0.0004
9	9月29日	杉並区	<0.001	<0.005	<0.0005	<0.002	<0.001	<0.004	<0.001
10	9月29日	杉並区	<0.001	<0.005	<0.0005	<0.002	<0.001	<0.004	<0.001
11	10月5日	東京都	0.001	<0.005	<0.0005	<0.002	<0.0005	<0.004	<0.0004
12	9月28日	杉並区	<0.001	<0.005	<0.0005	<0.002	<0.001	<0.004	<0.001
13	9月29日	杉並区	<0.001	<0.005	<0.0005	<0.002	<0.001	<0.004	<0.001
14	9月28日	杉並区	<0.001	<0.005	<0.0005	<0.002	<0.001	<0.004	<0.001
15	9月29日	杉並区	<0.001	<0.005	<0.0005	<0.002	<0.001	<0.004	<0.001
16	9月29日	杉並区	<0.001	<0.005	<0.0005	<0.002	<0.001	<0.004	<0.001
17	10月2日	杉並区	<0.001	<0.005	<0.0005	<0.002	<0.001	<0.004	<0.001
18	9月29日	杉並区	<0.001	<0.005	<0.0005	<0.002	<0.001	<0.004	<0.001
19	9月29日	杉並区	<0.001	<0.005	<0.0005	0.028	* 0.28	* 0.08	<0.001
20	9月29日	杉並区	<0.001	<0.005	<0.0005	<0.002	<0.001	<0.004	<0.001
21	10月5日	東京都	<0.001	<0.005	<0.0005	<0.002	<0.0005	<0.004	<0.0004
22	9月29日	杉並区	<0.001	<0.005	<0.0005	<0.002	<0.001	<0.004	<0.001
23	9月29日	杉並区	<0.001	<0.005	<0.0005	<0.002	<0.001	<0.004	<0.001
24	9月29日	杉並区	<0.001	<0.005	<0.0005	<0.002	<0.001	<0.004	<0.001
25	9月29日	杉並区	<0.001	<0.005	<0.0005	<0.002	<0.001	<0.004	<0.001
26	9月29日	杉並区	<0.001	<0.005	<0.0005	<0.002	<0.001	<0.004	0.001
	環境基準		0.01	0.01	0.0005	0.03	0.01	0.04	0.004
	分析下限値		0.001	0.005	0.0005	0.002	0.0005	0.004	0.0004

太字：検出されたもの      \*：環境基準を超えたもの

注 分析下限値は原則として、環境庁告示第39号「水質汚濁防止法施行規則第6条の2の規定に基づく環境庁長官が定める検定方法」に掲げた値とした。